

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(公費の支払) 第4条 知多市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数(以下「ポスター掲示場の数」という。)を乗じて得た金額に209,523円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数に1.15を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。)に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。	(公費の支払) 第4条 知多市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数(以下「ポスター掲示場の数」という。)を乗じて得た金額に209,523円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数に1.15を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。)に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。